

年金払い退職給付に係る財政状況（令和3年度末）について

地方公務員共済組合連合会

当連合会では、年金払い退職給付制度に係る財政状況の確認作業として、毎年、国共済と地共済を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額（積立基準額）と実際の積立金額の比較を行っています。これを「財政検証」と呼びます。

この度、令和3年度末の財政検証を実施した結果、国共済と地共済を合計した剰余の額は約690億円となりました。

なお、詳細については以下のとおりとなっています。

1 令和3年度末の年金財政状況

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。年金払い退職給付制度の積立状況を把握するため、当連合会では、毎年、「財政検証」を実施しています。

その結果は以下のとおりです。

（単位：億円）

区分		国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額	A	24,607	6,646	17,962
積立金（簿価ベース）	B	25,298	7,176	18,121
剰余または不足	$C = (B - A)$	+690	+531	+160

（注）「+」は剰余を表しています。

「積立基準額」は令和3年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が6,646億円、地共済が17,962億円、合計で24,607億円となっています。一方、実際の「積立金」は簿価ベースで国共済が7,176億円、地共済は18,121億円、合計で25,298億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が531億円の剰余、地共済が160億円の剰余、合計で690億円の剰余となりました。

2 国共済と地共済との間の財政調整の実施

年金払い退職給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1（ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。）を拠出することとされています。

令和3年度末においては、国共済、地共済とも「剰余」の状態であったため、財政調整拠出金（確定額）は発生しません。